

第9章 製紙工場公害対策

1 概況

王子製紙株式会社春日井工場は、昭和27年、市中央南部の旧鳥居松工場跡地に建設され、上質紙工場（生産高約500t/日）として操業を開始した。その後、37年にはクラフト紙、塗工紙、46年にティッシュ、54年に中質紙、さらに62年には紙おむつの生産を開始し、紙生産高約2,000t/日の紙の総合工場として発展している。

一方、37年の増設に伴い降下ばいじんを中心とする大気汚染問題が表面化し、工場周辺地域で金属類や瓦の腐食、植物が実を結ばないなどの被害が生じたため、市は大学や試験研究機関の協力を得て被害の実態を調査するとともに、継続して発生源対策について指導を行っている。工場も継続的に発生源対策を進めたため、工場周辺での財産被害は現在報告されていない。

また、悪臭についても一時期に比べ改善されたものの、周辺の市街化等を考えると更に対策が必要であった。そこで、回収ボイラ更新計画が進められ、平成2年11月の1号回収ボイラの稼動によって悪臭が大幅に改善された。19年12月には2号混焼ボイラを新設している。

その後も、公害防除施設の補修・改修による強化、処理工程の改善、臭気漏洩未然防止対策などを毎年、計画的に実施しており、紙のリサイクル、省エネルギーの推進など環境負荷の低減にも積極的に取り組んでいる。

また、住民と共生する工場作りを目指し、工場は地域住民とのグラウンドワーク活動として、古紙回収、地蔵川や庄内川の清掃などを行っている。

2 公害防止協定

昭和37年の工場増設以来、市は環境調査や被害調査を行い、44年8月には、被害補償や公害防止対策を中心とする覚書を工場と締結した。

45年には、全国の製紙工場の中で最も厳しい規制を盛り込んだ公害防止協定を締結し、以後電気集じん機の増設、脱硫装置や活性汚泥処理装置等を設置することによって、降下ばいじん、亜硫酸ガス、悪臭、排水等は年々改善されてきた。

51年12月には、公害防止協定を全面的に改定し、協定に細目協定を設け、許容値や主要な汚染物質の総量規制を新たに盛り込むなど弾力的な運用を図った。細目協定は、53年及び平成19年にそれぞれ改定を行っている。

3 市及び周辺地域住民による取組

昭和 44 年 8 月の被害補償や公害防止対策を中心とする覚書の締結に併せて、同年 10 月、王子製紙公害に関する諮問機関として学識経験者や地域住民等 20 人で構成する春日井市王子製紙公害対策協議会を設置した。63 年 6 月に同協議会に代わり春日井市環境対策協議会が発足し、製紙工場の公害対策に関しては、事業所公害対策部会において協議が行われた。平成 14 年 2 月には毎年の計画的な対策により継続改善への方向付けがなされた旨の最終答申がなされた。

14 年度に住民代表者及び学識経験者により構成される春日井市製紙工場周辺協議会が発足し、工場の環境対策について検討した。さらに、同協議会は 15 年度に住民代表者、工場代表者及び市代表者により構成される製紙工場周辺地域連絡会となり、住民、工場及び市が一体となり周辺地域の環境向上に取り組んでいる。

4 立入調査

昭和 46 年から立入調査を制度化し、学識経験者で構成する公害防止状況総点検委員会を設け、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音等の各項目の公害防止状況の点検と公害対策の方向などについて委員から助言、指導を得てきたが、工場の公害対策の向上と環境マネジメントシステム (ISO 14001) の導入による継続改善の方向付けがなされたため、平成 13 年度で学識経験者への委託による総点検は終了し、現在は市が立入調査し、調査結果をまとめている。

令和 3 年度の立入状況を表 9-1 に示す。調査結果の詳細は、「令和 3 年度製紙工場公害防止状況調査結果」にまとめ、公表している。

表 9-1 製紙工場立入調査結果

調査内容	年間調査回数	調査結果
排水調査	14 回 (うち通日試験 2 回)	排水基準値及び協定値以下
臭気調査 (敷地境界)	12 回	協定値以下
臭気調査 (排水)	12 回	規制基準値以下
騒音・振動調査	1 回 (12 地点)	規制基準値及び協定値以下